ＮＨＫ放送受信料障害者減免の手続きはお済ですか

平成20年10月からＮＨＫ放送受信料障害者減免の免除基準の一部が拡大されます。

従来から減免を受けている方は改めて申請する必要はありませんが、新しい免除規定に該当する方あるいは、変更になる方は手続きが必要となります。

	全額免除 障害者の方を世帯構成員に有する場合		半額免除 障害者の方が世帯主の場合	
	平成20年９月30日まで	平成20年10月１日から	平成20年９月30日まで	平成20年10月１日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	視覚・聴覚障害者 重度の肢体不自由者	視覚・聴覚障害者（変更なし） 重度の身体障害者（内部機能障害等を追加）
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税（重度以外も対象）	適用外	重度の知的障害者
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

◎問い合わせ

ＮＨＫ視聴者コールセンター

- **放送受信契約の申込や転居に関すること**　☎0120－151515
- **受信料に関すること**　☎0570－077－077

午前９時から午後10時まで（土・日・祝は午後８時まで）

- **ＩＰ電話等で上記を利用できない方は、**

☎044－871－8445　または　☎06－6910－3315

午前９時から午後９時まで（土・日・祝は午後８時まで）

- **申請に関すること**

町障害福祉センター　☎73－4530

「事業仕分け」を実施

昨年度に引き続き、町の仕事について構想日本の協力により、一般公開による「事業仕分け※」を実施します

今年度は町有施設に焦点を当て、施設運営について外部評価者による事業仕分けを実施し、第三者の目で効率的な施設運営を図ってまいります。

なお、今回は町行政改革推進委員など、町民の方にも評価者としてご参加いただく予定です。

▼とき　平成20年10月19日（日）午前９時～午後４時（終了時間は前後する場合があります。）

▼ところ　町保健センター研修室

▼対象施設　町立ふれあい会館など10施設（予定）

▼実施方法

・コーディネーターと外部評価者により、１施設につき30分程度で仕分けを実施します。

・仕分けの結果は来年度以降の予算編成等を通じ、施策に反映させてまいります。

▼見学　見学は自由ですが、資料準備等の都合上、事前にお申し込みください。

※事業仕分けとは

町が実施している事務事業について

1．行政サービスとして必要か不要か

2．必要であれば、町が実施すべきか民間が実施すべきなのか

3．町が実施すべきであれば、改善は必要か現行どおりで実施か

「誰が行うべきなのか」「そもそも必要なサービスか」を町職員以外の視点で、一般公開により評価を行います。

ただし、評価結果は町の最終判断ではありません。

◎申込・問い合わせ

企画室　☎内線２０４

▲昨年度の事業仕分けの模様